

## 防災福祉こども委員会行政調査報告から

### 【杉並区】

#### 安心して子育てできる環境の整備・充実について（未就学児の子育て支援・保育に関する取組）

#### 1. こども誰でも通園制度について

##### (1) こども誰でも通園制度とは

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、今後3年間の集中的な取組となる「加速化プラン」の中で、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」の取組として創設することとされた制度。

##### 【参考】こども未来戦略（抜粋）

- ・0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- ・具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるように、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- ・2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。

##### (2) こども誰でも通園制度の枠組み

同制度は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象に、児童1人当たり月10時間を上限として、児童福祉法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施することができるとされている。

##### (3) 杉並区における試行的事業の実施（令和6年度）

###### ① 背景

8年度から始まる本格実施への円滑な移行を図るため、試行的事業を実施し、利用状況や利用者・保育者の声に関する情報収集、事業実施による効果及び課題の把握、本格実施に向

けた運用ルールの作成や保育内容等の支援の検討を行うこととした。

② 実施内容の詳細

公営1施設（6年7月～）のほか、公募により選定した民営17施設（6年10月～）において実施した。実施に当たっては、様々な種類の施設において多岐にわたる方法で実施することで、それぞれの違いを把握できるようにした。試行的事業を実施した18施設を類型別に見ると、保育所9、小規模保育事業所6、認可外保育施設3で、実施手法別に見ると、在園児合同2、専用室独立実施6、余裕型活用10であった。

このほか、制度については国を基本としながら、東京都の補助制度を利用して、多子世帯の保護者負担のさらなる軽減を図った。

[杉並区における試行的事業の概要]

実施期間	令6.7.1～令7.3.31
対象児童	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満
実施場所	保育施設
利用方法	定期利用
利用時間	月10時間（上限）
設備及び職員配置基準	一時預かり事業に準拠
保護者負担	275円／1時間を標準に各事業所が設定した額
保護者負担補助	生活保護世帯、住民税非課税世帯、低所得世帯、要支援・要保護児童世帯、多子世帯を対象に実施
委託料	850円／1時間

(出典：杉並区行政視察資料)

③ 実績

利用登録をした児童は317名、実際に利用した児童は183名であった。また、利用した児童のうち約45%を多子世帯が占めており、上の子供が幼稚園や保育園に通っている保護者や育児休業中の保護者も利用していたことが分かった。このほか、利用登録、実際の利用ともに、0歳、1歳の利用が約95%と大部分を占めていた。

また、利用者を対象として、単発ではなく継続的な情報収集を行うため、3回の継続的なアンケートを実施したほか、全ての事業所を訪問し、児童の様子の確認や保育者の声を直接聞く機会を設けるとともに、区と事業所の懇談会を開催し、利用者及び事業者から以下のような声が聞かれた。

	好意的な声	改善を求める声
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の時間を確保できることで、子育てにゆとりができた</li> <li>・保育園での体験が子供にとって充実した時間になっている</li> <li>・保育園での子供の様子を踏まえたアドバイスが受けられて助かっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月10時間が上限だと週1回の通園がしづらい</li> <li>・3歳になっても4月の入園まで継続的な支援を受けられると助かる</li> <li>・事業所数を拡大してほしい</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想像していたよりも早く子供が環境に慣れていった</li> <li>・定期的に通園するため、子供の成長を保護者と共有でき、子育て支援の効果を実感しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務作業に係る負担を軽減してほしい</li> <li>・専属職員が配置できる補助単価に見直してほしい</li> </ul>

④ 効果

同年代の児童や保育者との関わりを通じて、児童の興味や関心が広がっているほか、保護者の家庭での子育てに、保育者の助言が活かされているなどの効果が見られた。

⑤ 課題

民間事業者の参入に当たって、事業者に対する運営費補助や保育士確保の支援のほか、総合支援システムの利用に伴う負担感の軽減方法などを検討し、参入障壁を下げる必要がある。

このほか、利用時間の上限が月10時間であることによる利用のしづらさ（定期利用だが3、3、4時間ずつの利用になるなど）や、一時預かり事業との整理などが課題である。

⑥ 8年4月の本格実施に向けた展開

本格実施に向けては、7年8月に区立保育3園で事業を再開した後、実施事業所の拡大を図ることとしている。実施事業所の拡大に当たっては、区の就学前人口が大きく減少していることや、保育所等利用児童数が4年から横ばいであるなど、今後、教育施設及び保育施設の利用児童数が減少に転じる見込みであることから、新たに事業所を整備するのではなく、今ある資源を活用して実施していくことを考えている。

**2. ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）**

(1) 事業概要

待機児童の保護者または夜間帯保育を必要とする保護者が、未就学児を対象児童としてベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するもので、都の補助を活用して実施している。

① 利用支援

対象者(※)	負担割合	利用可能時間帯及び利用上限	利用料助成等
待機児童の保護者	都7/8 区1/8	≪利用可能時間帯≫ 月～土曜日までの午前7時～午後10時 ≪利用上限≫ ・保育短時間認定： 1日8時間かつ月160時間 ・保育標準時間認定： 1日11時間かつ月220時間	○上限利用料2,460円/時のうち、本人負担額150円との差額を助成  ○事業者への支払額に早朝・夜間は400円/時、深夜は800円/時を上乗せ
夜間帯保育を必要とする保護者	都1/2 区1/2	≪利用可能時間帯≫ 24時間365日 ≪利用上限≫ 220時間	

※都が示す対象者には、このほかに育児休業満了者（負担割合は都10/10）があるが、対象者は区市町村で決定することができる。

② 交通費補助

①の利用者について、ベビーシッターの派遣に伴う交通費について、月額2万円を上限に補助する。

③ 多子世帯負担軽減補助

第2子以降の利用料について、月額3万3千円を上限に補助する。

(2) 課題

保護者が自分でベビーシッターを探し、契約を締結する必要があるなど、利用の流れが複雑であるほか、そもそもベビーシッターが見つからないという課題がある。

(3) 実績・効果

同事業は6年度から開始したもので、利用実績は、6年度は8名、7年度（視察時点）は0名である。効果としては、助成制度によりベビーシッターの利用料を大幅に抑えることができ、子供を保育所に預けることができない人の保育の必要性をベビーシッターにより満たすことで、待機児童の解消や多様な保育のニーズを満たすことができる。

(4) 課題・今後の展開

制度の周知が徹底されていないことや、子供を預けることへの不安感が課題であり、今後においては、事業のメリットを周知するとともに、区で利用者のフォローをしながら利用を促していくこととしている。

### 3. 私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実

#### (1) 杉並区の私立幼稚園について

杉並区には35の私立幼稚園があり、約3千人が在籍している。35園のうち、子ども・子育て支援制度に移行した園は6園となっている。

#### (2) 杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム

「杉並区教育ビジョン2012」及び「杉並区就学前教育振興指針」に基づき、5歳児の10月から小学校1年生の7月までを接続期と捉え、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、接続期に経験させたい内容や幼保小連携の方策等について明らかにしたもの。公私立を問わず杉並区内の全ての就学前教育施設と小学校において、幼児・児童の実態に応じた指導計画、交流・連携の年間計画等の作成の参考資料として活用され、豊かな幼保小連携の実現を通じた就学前教育と小学校教育の充実に資することを目的としている。



(3) 私立幼稚園と区との協力・連携に向けた懇談会

私立幼稚園と区との共通理解、連携の目標及び方向性並びに具体策の検討を懇談内容とする会で、私立幼稚園連合会4名、区管理職4名の計8名で構成されている。4年度に検討テーマ等を設定するとともに目標・方向性を決定し、5年度に具体策の検討・決定、6年度に取組に向けた準備・手続を行っており、7年度から取組を開始する予定としている。

**4. ICTの活用**

(1) 登降園管理システムの導入

① 概要

区立の保育園・子供園に、スマートフォン等からの連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡ができるアプリケーションを導入し、保護者の利便性の向上を図るとともに、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や各種指導計画・記録、日誌等の作成の効率化により、職員負担を軽減し、これまで以上に保育士が園児と関わる時間を確保することで、保育の質の向上につなげようとするもの。国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して約3千万円かけてシステムを構築し、6年10月から全ての区立保育園及び子供園（保育園27園、子供園6園）へのシステム導入が完了した。

② 効果

登降園管理システムを使用することで、保護者は都合のよい時間に欠席・遅刻・連絡が可能となり、通勤中や移動時間を活用できるようになった。また、園児の登降園時間の自動記録化や各種記録・日誌等の電子化により職員の負担が軽減され、これまで以上に保育士が園児と関わる時間を確保し、保育の質の向上につながった。

③ 課題

施設における端末の台数が不足しているほか、ネットワーク環境が十分に整備されていない。

④ 今後の展開

保護者、職員ともに利便性向上と効率化に関する評価が高いことから、改善点を反映しながら、端末やネットワーク環境のさらなる整備を進めるとともに、利用実績やアンケート結果を参考に、新機能の追加やより使いやすいシステムへのアップデートの検討を行う。

(2) 入園相談チャットボットの導入

① 概要

育児や仕事等で日中忙しい保護者であっても、スマートフォン等からいつでもどこでも保育所等の利用申込みについての問合せができるチャットボットを、区の公式LINEにおいて運用するもの。チャットボットは職員が構築したため構築費用は生じず、6年10月1日から運用を開始した。

② 実績・効果

運用開始から7年5月31日までに約2千件の利用があった。一部の職員からは、問合せが減ったという声が聞かれている。

③ 課題

6年度末に保護者向けアンケートを実施したところ、利用者はアンケート回答者の7%にとどまり、未利用者の7割が利用しなかった理由を「チャットボットがあることを知らなかった」と回答した。

④ 今後の展開

7年度は、より伝わりやすい方法で積極的に周知・広報を行いたいと考えており、具体的には、保護者がLINEで保育関係の申込をする際などの通過点にチャットボットを置き、普段の手続の中でチャットボットが目にとまる機会を増やすなどの取組を予定している。

(2) 入園相談に係るオンライン面談の導入

① 概要

保護者の利便性の向上を図ることを目的に、保育所等の入所相談を望む保護者が区役所等に来庁せずに保育に関する手続や相談を行えるよう、オンライン面談を実施するもの。8年度から開始する予定としており、運用開始時点で活用できる端末を利用して実施する予定であることから、オンライン面談の導入に係る経費は生じない予定である。

② 課題

庁舎内で会議室が不足しており、オンライン面談を実施するスペースの確保が困難であることや、通常の窓口業務を実施しながらの導入になるため、実施頻度の調整が課題となっている。このほか、デジタルに不慣れな職員でも対応できるようなマニュアルの作成を検討する必要がある。

【さいたま市】

認知症施策について

1. 認知症フレンドリー企業・団体登録制度及び認知症フレンドリーまちづくりセンター

(1) 背景

国全体で、認知症高齢者数が2040年までに約584万人（全高齢者の7人に1人）になるという国の推計があり、さいたま市においても、1年間に1千人程度増加している。このような状況の中、さいたま市では、以下の2点を政策課題としている。

① 空白期間

認知症の違和感を覚えてから、鑑別診断を経て、介護保険サービスの導入に至るまでの期間のことで、約25か月と言われている。空白期間は、最初の違和感が本人や周囲の人も病気なのかどうかが分からないため生じており、この期間に、認知症の人の多くが、買い物や移動、趣味活動などの様々な場面で外出や交流の機会を減らしている。

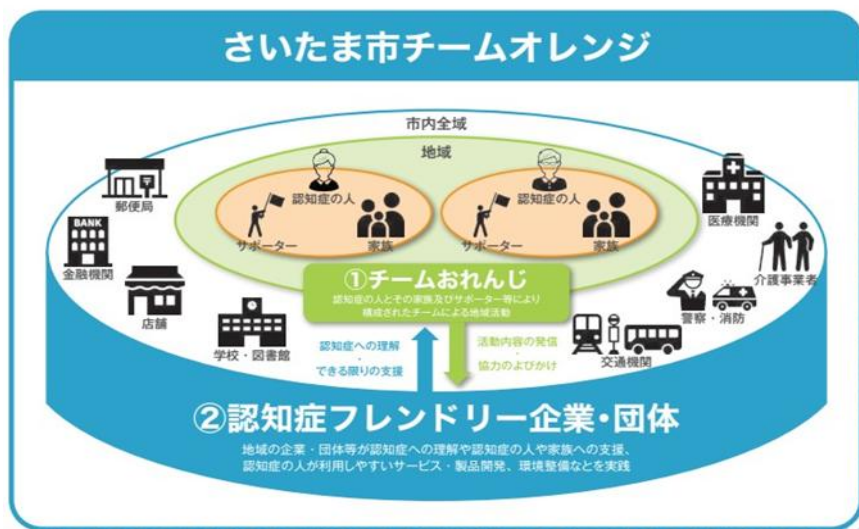
② 多様な主体（企業や団体）との連携

最初に認知症の違和感を覚えた際に出てくる生活課題は、主に民間サービスが提供される場面であることから、多様な主体に認知症の人の課題を理解してもらう必要がある。

(2) 取組内容

① さいたま市チームオレンジ

厚生労働省が進める認知症施策「チームオレンジ」の取組を、認知症の人と共生する社会の実現に向けたまちづくりと捉え、さいたま市版チームオレンジとして、認知症の人の声を起点にして、認知症の人とともに一緒にやってみたいことを考え実践する地域活動に取り組む「チームおれんじ」及び認知症への理解及び支援、認知症の人が利用しやすいサービス・製品開発、環境整備などを実践する企業・団体等を対象に「認知症フレンドリー企業・団体」の登録制度を設け、登録チーム・企業等の活動の支援やPRを行っている。



(出典：さいたま市行政視察資料)

② 認知症フレンドリー企業・団体登録制度

ア 概要

認知症への理解及び支援、認知症の人が利用しやすいサービス・製品開発、環境整備などを実践する企業・団体等を対象に、市が登録を行い、その活動・発信を通じて、認知症と共生するまちづくりに寄与することで、企業・団体の価値を高める制度。登録後は、登録企業の活動情報を市ホームページで公開するほか、登録企業向けに市の認知症関連情報をメールで配信するなどの取組を行っている。

イ 対象となる企業・団体

市内で事業活動を展開する企業又は団体等（業種・規模は問わず、支所・支店単位で登録することができる）

ウ 登録要件（いずれか1つで登録可）

- ・認知症サポーター等の人材育成

従業員などに対し認知症についての正しい理解を促し、認知症の人の立場に立った接客・サービスの提供につなげている。

- ・「チームおれんじ」などとの地域連携

認知症に関連した地域活動などを支援し、地域との連携を深めている。

- ・認知症をサポートする社内制度

企業・団体内において、認知症の人が安心して継続的に働き続ける社内制度を設けている。

- ・認知症の人が利用しやすいサービス・環境整備

認知症の人の意見を取り入れたサービス・製品の開発により、潜在的な利用者・顧客のニーズを把握している。

③ さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンター

令和6年7月1日に、与野本町デイサービスセンター内に開設されたもので、認知症の人も含めた多様な主体がまちづくりに参画し、その連携を促進する拠点（さいたま市チームオレンジの推進主体）とされている。認知症に関連した地域や企業の様々な取組・情報を集約し、情報発信や地域、企業の活動と交流支援を行う相談窓口になっている。

運営は、認知症の診断などを行う病院を有する社会福祉法人に委託している。

また、市民等に認知症の普及啓発から実践への行動変容を促すことを目的に、以下のような機能を有している。

〔さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンターの機能〕

知る (情報発信機能)	認知症に関する最新の知見、イベントや地域活動の情報をポータルサイトなどを通じて発信する。
学ぶ (人材育成機能)	認知症サポーター養成講座など、認知症の理解や実践を促す講座や研修を開催する。
活動する (活動支援機能)	認知症の人や家族、地域住民などが行う地域活動や認知症の理解や支援を行う企業・団体などを支援する。
交流する (交流促進機能)	認知症の人を含む地域と企業・団体が連携し、認知症と共生するまちづくりを行っていくための機会づくりを支援する。

(3) 実績・効果

「チームおれんじ」を28か所で立ち上げるとともに、認知症フレンドリー企業・団体として694の企業・団体が登録している。

〔認知症フレンドリー企業・団体の活動事例〕

企業名	取組内容
東日本旅客鉄道株式会社 (浦和統括センター)	駅員や乗務員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症についての理解を深めるとともに、認知症の人への対応方法を学んでいる。なお、認知症サポーター養成の取組を加速させるため、2023年度から、社員がキャラバンメイト養成研修を受講し、社員による社員のための認知症サポーター養成講座を開講することで、職場内の認知症サポーター養成講座の受講率100%を目指している。
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局では、2015年からドラッグストア店舗内に住民の地域活動の場として無料で利用できる地域協働コミュニティスペース「ウエルカフェ」を設置している。ウエルカフェでは、オレンジカフェなどのイベントが開催されており、そこに薬剤師などの専門職の従業員が医療に関する相談を受ける役割などで参加し、必要に応じて関係機関につないでいる。

(4) 課題・今後の展開

- ・認知症フレンドリー企業・団体数は増えてきているが、認知症の人は生活の様々な場面で困りごとがあることから、より一層数を増やし、当事者の声を聞いてもらう必要がある。
- ・認知症フレンドリー企業・団体同士で交流してもらい、認知症の人の課題に対してどのような取組ができるかを検討してもらいたいと考えている。
- ・「チームおれんじ」については、地域活動の担い手を増やすため、引き続き講座開催などに取り組んでいく必要がある。

## 2. さいたま市認知症希望大使

### (1) 背景

政府方針の認知症施策推進大綱においては、認知症の本人からの発信の拡大が施策の柱として位置づけられているほか、認知症基本法に基づき策定されている国の認知症施策推進基本計画の中でも、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分ごととして認知症への備えを推進するため、本人発信を含めた運動の展開について記載されている。

このような中、国においては「希望大使」を任命し、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力、国際的な会合への参加等に取り組んでいるほか、地方（都道府県）においても「地域版希望大使」の設置が進められている。

### (2) 取組内容

さいたま市においては、認知症と診断された本人を「さいたま市認知症希望大使」に任命し、本人発信を進めることとしたもので、政令指定都市としては初めての取組である。

大使には、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿を発信してもらい、認知症の本人とともに市民の認知症に対する関心と正しい理解を深めるための普及啓発を図るもの。

#### ① 大使の概要

ア 人数：2名

イ 任期：2年

ウ 任命要件：

- ・さいたま市内在住であること
- ・認知症の診断を受けていること
- ・認知症の普及啓発活動に意欲があり、市と協力・連携ができること
- ・氏名・年代・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること

#### ② 大使の活動

- ・情報発信のための各種講座やイベントでの講話、普及啓発に関する取材への対応
- ・地域の人や認知症の人など、誰でも気軽に参加することができる認知症カフェの企画・運営
- ・認知症の人同士が気持ちや考えを話し合う本人ミーティングへの参加
- ・企業の製品開発への協力・助言

### (3) 課題・今後の展開

- ・認知症は進行性の病気であることや認知機能の低下による生活課題があることを踏まえ、活動に当たっては体調の確認やスケジュール管理、移動支援などのサポートが必須である。
- ・活動に当たっては、病名や顔写真など本人の情報が公表されることから、大使本人はもとより、家族にも丁寧な説明を行い、理解を得ることが必要である。
- ・大使の任命に当たっては、認知症の診断＝大使の任命とするのではなく、本人ミーティン

グなどで当事者同士の交流を通して認知症に対する気持ちや思いをまとめてもらうところから始め、徐々に活動を広げることが必要である。

### 3. 若年性認知症支援コーディネーター

#### (1) 背景

国が示す認知症施策推進基本計画において、各都道府県、政令指定都市に若年性認知症支援コーディネーターの設置とコーディネートの充実が求められていることを受けて設置しているもの。さいたま市においては、要介護認定者数から、若年性認知症の人は500人程度と推計されている。

#### (2) 取組内容

##### ① 若年性認知症支援コーディネーターの概要

65歳未満で認知症を発症した人及びその家族の支援を行うことを目的として、若年性認知症サポートセンターに設置されており、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わる者のネットワークの調整を行う。令和元年度から設置しており、埼玉県との共同設置。

##### ② 若年性認知症支援コーディネーターの主な役割

医療機関	主治医と連携し日常生活について助言するほか、認知症サポート医などの情報を提供する。
社会保障 (経済的な援助)	医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供をするとともに、手続を支援する。
個別相談	本人や家族の不安な気持ちに寄り添い、症状や行動に対して助言する。
社会参加支援	若年性認知症の方のカフェを毎週開催するほか、社会参加の場の創出に関して相談に応じている。
就労支援	職場との調整や再就職について助言する。

#### (3) 実績・効果

##### ① 個別相談(人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
新規相談者	26	33	50	43	52	50
のべ相談者	268	437	591	539	537	718

##### ② 社会参加支援

###### ア リンカフェの開催

若年性認知症の人を対象とした認知症カフェで、本人、家族、支援者が自由に集い過ごせる場として、毎週木曜日の午前・午後にそれぞれ開催しており、自分が好きなことを自

由にできる時間・場所となっている。若年性認知症の人が同じ立場で相談に応じたり、コーディネーターが相談に応じたりすることもできる。午前、午後合わせて約60人程度が集まることもある。

イ バンド活動

リンカフェに集まった人が、自分たちがやりたいこととしてバンド活動を始め、市民向けのイベントで演奏するなど活躍している。

(4) 課題・今後の展開

- ・認知症は一度相談したら解決するものではなく、繰り返しの相談があることもあり、相談件数や事務量が増加し、コーディネーターの負担が増大している。
- ・若年性認知症と診断されてから若年性認知症サポートセンターにつながるまでに時間を要するケースが多くあることから、若年性認知症と診断された場合に関わる医療従事者や福祉・介護関係者への同センターの周知を強化する必要がある。
- ・同センターは、地域で支援を行う地域包括支援センターなどと連携して支援を行っていくことになるが、他の関係機関に「若年性認知症の支援は若年性認知症支援センターが担うもの」という認識があり、同センターによる支援を開始すると、地域での支援や関係者との関わりが薄くなってしまふことから、同センターの役割や事業の周知が必要である。

【文京区】

地域防災力の向上について

1. 文京区で想定される災害

令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、文京区の被害が最大となる「多摩東部直下地震」を前提条件とすると、避難所生活者は26,775人であり、区の人口の約11%に当たる。そのため区は、地域防災力の向上を目指し、各種事業を展開している。

防災対策は、自らの身の安全は自らが守ること（自助）が基本であり、日頃から自然災害に関する正しい知識を持ち、自主的に災害に対する備えを心がけることが重要である。また、災害時には、自らの身の安全を守るとともに、避難所の運営や救援活動など（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら、災害対策活動に努めることが求められている。

1 想定される災害

文京区の被害想定

都の被害想定のうち、文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を前提条件

区分		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
地震の規模			M7.3	
発生季節			冬	
風速			8m/s	
時刻			夕方	
震度別面積率	震度5強以下	%	0.0%	0.0%
	震度6弱	%	95.2%	94.5%
	震度6強	%	4.8%	5.5%
	震度7	%	0.0%	0.0%
建物棟数	計	棟	36,191	36,191
	木造	棟	19,871	19,871
	非木造	棟	16,320	16,320
建物被害	建物全壊	ゆれ	468	512
		液状化	444	494
		急傾斜地崩壊	23	18
	建物半壊	ゆれ	2,461	2,519
		液状化	2,331	2,422
		急傾斜地崩壊	130	95
		（うち、建物大規模半壊）	1	1
		ゆれ	530	544
		液状化	484	510
		急傾斜地崩壊	46	34
		（うち、建物大規模半壊）	0	0
		出火件数	件	5
焼失棟数（倒壊建物を含む。）	棟	137	127	
焼失棟数（倒壊建物を含まない。）	棟	135	125	


人的被害	死者	人	29	31
死者	ゆれ建物被害	人	15	17
	屋内収容物	人	3	3
	急傾斜地崩壊	人	0	0
	火災	人	3	3
	ブロック塀等	人	7	8
	屋外落下物	人	0	0
	負傷者（うち重傷者）	人	1,073(164)	1,176(180)
	ゆれ建物被害（うち重傷者）	人	707(40)	788(49)
	屋内収容物（うち重傷者）	人	99(22)	99(22)
	急傾斜地崩壊	人	0	0
その他	火災（うち重傷者）	人	8(2)	9(2)
	ブロック塀等（うち重傷者）	人	254(99)	274(107)
	屋外落下物（うち重傷者）	人	6(1)	7(1)
	発生数	人	39,160	40,163
	避難者数	人	26,107	26,775
	避難所避難者数	人	13,053	13,888
	避難所外避難者数	人	139,195	139,195
	帰宅困難者数	人	396,041	396,041
	都内滞留者数	人	534	528
	閉じ込めにつながるエレベーター停止台数	台	11	12
要配慮者死者数	人	234	266	
自力脱出困難者発生数	人	29	31	
災害廃棄物	電力	万トン	5.2	4.0
	停電率	%	0.5	0.5
	通信	%	25.3	27.2
	断水率	%	3.3	3.3
	上水道	%	0.0	0.0
	断水率	%	8	9
	下水道	万食	28	28
	管きよ被害率	%	13	14
	ガス	万食	41	39
	供給停止率	%	5	5
物資需要量	食料	万食	13	14
	飲料水	万L	41	39
	毛布	必要量	5	5
	必要量	万枚	5	5

（出典：文京区行政視察資料）

**建物の被害**

地震の揺れや火災によるものがあります。被害を最小にするためには、耐震補強や初期消火などが重要です。

- 全壊棟数 ..... 512棟
- 焼失棟数 ..... 137棟
- 出火件数 ..... 6件
- エレベーター停止台数 ..... 534台



**人の被害**

火災や家屋の倒壊などによる死者やけがなどの被害です。

- 死者数 ..... 31人
- 負傷者数 ..... 1,176人（うち重傷者数 180人）
- 帰宅困難者数 ..... 139,195人
- 避難者数 ..... 26,775人（うち避難所避難者数 13,888人、避難所外避難者数 13,388人）

**ライフラインの復旧日数**

水道、電気、ガス、電話などのライフラインによる被害です。

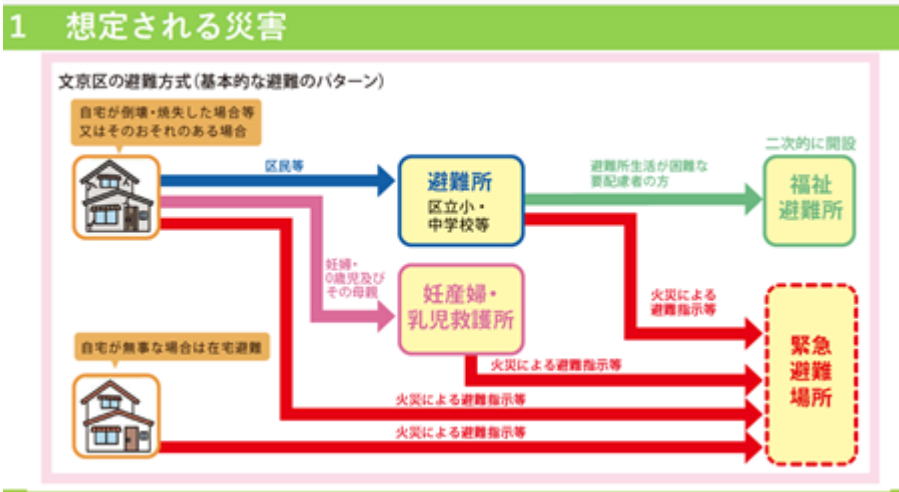
※応急復旧推移は、都内全域のものです。

- 上水道復旧日数 ..... 約17日後
- 下水道復旧日数 ..... 約3週間後
- 電力復旧日数 ..... 約4日後
- ガス復旧日数 ..... 約6週間後

なお、震度5程度で家庭のマイコンメーターが自動的にガスを遮断します。

- 固定電話復旧日数 ..... 約4日後

（出典：文京区行政視察資料）



(出典：文京区行政視察資料)

- ・避難所（区立小・中学校等33か所）  
非常食や毛布等を被災者のために備蓄している一時的に生活できる施設
- ・緊急避難場所（7か所） 一時的に火災等から身を守る広い場所
- ・福祉避難所（25か所） 避難所生活が困難な要配慮者の方のために開設される施設
- ・妊産婦・乳児救護所（4か所）  
妊婦や0歳児及びその母親に必要な食糧の配給、情報の提供等を行う施設

## 2. 「防災×共助」加速化プラン

### (1) 概要

令和5年が関東大震災から100年という節目の年に当たり、都の被害想定の見直し等を受け、中高層マンションにおける課題（エレベーター閉じ込め、在宅避難におけるトイレ問題）への防災対策を強化するとともに、地域における共助の力の醸成を図るため、防災訓練への防災アドバイザーの派遣や、地域で活動している防災士をサポートする取組等を実施する。

### (2) 内容

#### ① 中高層マンション防災対策強化事業

- ア マンホールトイレの設置助成（2分の1以内、上限100万円）
- イ 中高層マンション等エレベーター閉じ込め対策経費の拡充（上限7万円）
- ウ 防災士資格取得助成の中高層マンション枠

#### ② 地域防災力を強化！防災アドバイザー派遣事業

防災訓練を実施していない町会・自治会等を対象に、区が委託した専門知識を有する防災アドバイザーを派遣し、自助・共助の力を一層高められるよう、防災訓練等の企画提案・運営サポートを行う。

#### ③ シン・防災士活躍サポート事業

- ア 防災士の活動内容等を掲載した情報誌（年1回）を防災士とともに作成する。

- イ 防災士研修センターが実施する研修の講習代を助成し、防災士のスキルアップを図る。
- ウ 防災士が企画した避難所運営協議会による防災イベント等に対し、通常の助成額に上乘せを行う。

(3) 特徴

- ・マンホールトイレを設置する助成制度や防災士資格取得のための助成制度の中高層マンションへの拡大などマンション防災対策を充実させる仕組みは、他区と比較し充実している。
- ・防災訓練を実施していない町会・自治会等をターゲットとし、防災訓練を熟知したアドバイザーを派遣することで、継続的かつ画期的な訓練を実施できる。
- ・従来からの資格取得助成に加え、区が助成した90人以上の防災士を対象に、資格取得後の活動の場や育成に焦点を当て、防災士の活躍を後押しする。

(4) 効果

- ・増加傾向が続く中高層マンションへの防災対策を強化することで、新たな被害想定で課題となっているエレベーター閉じ込めや、在宅避難におけるトイレ問題による被害等を軽減することができる。
- ・防災訓練を実施していない町会・自治会等の活動をサポートすることで、地域を活性化するとともに、共助の力を一層向上させることができる。
- ・地域防災の要である防災士の活動をサポート・強化することで、地域における共助の力が一層向上するとともに、防災士のモチベーションを高め、認知度を上げることができる。

### 3. 避難所運営協議会運営支援

(1) 避難所運営協議会の概要

避難所の自主運営・管理体制の確立を目的とし、全ての避難所に設置されている組織。

- ・構成員 区民防災組織（町会・自治会）役員、民生・児童委員、学校の校長・副校長・PTA役員、総務部防災危機管理課職員、その他
- ・役割 避難所の運営・管理体制の検討、震災時における避難所の運営・管理等
- ・会長の役割 避難所総合訓練実施の際に、地域住民の代表的立場・助成金等の申請者（名義人）、「避難所運営協議会長会」への出席

※会長＝避難所運営責任者ではない。避難所は区長の決定により開設し、運営の責任は区に帰属する。

(2) 避難所運営協議会活動助成金

避難所運営協議会に対し、会議等の運営費及び避難所運営訓練等の活動費を助成する。

- ① 会議等運営費（上限2万円）
- ② 訓練等活動費（上限10万円）

(3) 効果

助成金により、避難所運営協議会が業務に取り組みやすくなり、発災時に備えた活動を日頃から継続して実施することができた。また区の助成金を活用して防災士資格取得した者が、訓練を企画する協議会が増え、防災士が協議会の中心として積極的に活動する環境を作ることができた。

(4) 課題

助成金の交付団体が固定化しており、不交付団体に対して協議会の活動を呼びかけていく必要がある。

(5) 今後の方針

活動のない協議会に対し、全体会等の機会を捉え、働きかけを行うことや、訓練実施方法等を検討・提案し、協議会が活動しやすい環境を整備し、申請件数の増加を目指す。また、区の防災士資格助成制度を活用して防災士資格を取得した者に対し、協議会の中心として積極的に活動してもらうよう全体会等の機会を捉え、働きかける。

#### 4. 在宅避難の推進

(1) 在宅避難を推進する背景

避難所は、自宅が倒壊するなどの被害を受けた方が避難する場所としており、区では、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合は、避難行動として在宅避難を推進している。

在宅避難は、災害時に慣れ親しんだ自宅で安心して生活でき、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所不足や避難所での感染症リスクを軽減できる。

在宅避難に当たり、家具類の転倒・落下防止対策や家庭内での備蓄等を推進している。

○ 避難するとき  
● 在宅避難

自宅での生活が継続できれば  
在宅避難

慣れ親しんだ自宅  
感染症リスク減  
ペットと一緒に



(出典：文京区行政視察資料)

(2) 在宅避難に関する支援

① 家具転倒防止器具設置助成事業（令和6年度 100件）

家具転倒防止器具設置にかかる器具購入・設置費用を助成

ア 対象者

区内在住者 ※区内住宅1戸につき1回限り

イ 助成内容

家具の転倒防止器具設置にかかる器具購入・設置費用（上限2万5千円）

② 防災用品のあっせん（令和6年度 50件）

文京区に在住・在勤の方を対象に防災用品をあっせん

③ マンホールトイレ設置助成（令和6年度 2件）

マンションにおけるマンホールトイレ設置費用の一部を助成

ア 対象者

区内の中高層共同住宅等の所有者、管理する団体・法人

イ 助成内容

- ・マンホールトイレ設置調査費用助成

対象経費の実支出額の2分の1

（限度5万円、1千円未満の端数は切り捨て）

- ・マンホールトイレ設置費用（付属品の購入費を含む）

助成対象経費の実支出額の2分の1（限度95万円、1千円未満の端数は切り捨て）

※1建築物につき1基まで助成



## 5. 中高層共同住宅の支援

### (1) 中高層共同住宅の防災対策を推進する背景

本区の住宅の建て方別割合は、中高層共同住宅（3階以上）が約75%（平成30年）となっており、今後も増えていくことが予想される。また、新たな都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると想定される。そのような状況を踏まえ、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスクに対する対策の強化が求められている。

### (2) 中高層共同住宅の防災対策に関する支援

#### ① マンション等の管理組合等が実施する防災訓練実施や備蓄品等の購入経費を助成（令和6年度 22件）（区民防災組織等にも活動助成あり）

ア 助成対象

区内の中高層共同住宅等を管理する団体・個人

イ 助成対象経費・助成金額

a 防災訓練実施経費助成金

防災訓練の実施に伴う経費の実支出額（上限3万円）※1年に1回

b 備蓄品購入経費助成金

備蓄品購入に伴う経費の実支出額（上限4万円）※3年に1回

#### ② エレベーター閉じ込め対策費用助成（令和6年度 18件）

エレベーター閉じ込め対策物資の購入に要する経費を助成

ア 助成対象

区内の中高層共同住宅等の管理者のうち、次の要件2つをいずれも満たす者

- ・当該年度に防災訓練を実施すること。
- ・エレベーター閉じ込め対策費用の助成金の交付を過去に受けた実績がないこと。

イ 助成対象経費・助成金額

エレベーター閉じ込め対策物資の購入に要する経費のうち、7万円を限度

③ 防災教室（令和6年度 79件）

- ・地震体験車、煙体験ハウスを無料で出張（マンションは参加者40人以上から）
- ・防災危機管理課職員による講話
- ・防災DVD等の貸出し



（出典：文京区行政視察資料）

④ 防災アドバイザー派遣（令和6年度 16件）

町会や自治会、管理組合等に防災訓練等の企画提案などを行う防災アドバイザーを派遣

⑤ 防災士認定登録支援助成（令和6年度 マンション枠6件）

避難所運営協議会や区民防災組織、マンションの管理組合等から推薦を受けた方に対し、防災士の資格取得に必要な費用を助成



（出典：文京区行政視察資料）

6. 今後の方針

災害時に自宅で安心して生活でき、避難所への避難者を最小限にとどめるため、引き続き、在宅避難を推進する必要がある。

同時に、区民防災組織や避難所運営協議会等による防災活動の活性化を図るとともに、災害時に地域において中心的な役割を果たす人材の育成が必要である。

また、多くの区民が居住する中高層共同住宅（マンション）特有の災害リスクを捉え、実情に応じた支援を行うことが必要である。